

平成30年度主任介護支援専門員更新研修（第2期） 開催要項

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たすために必要な能力の保持・向上を図ることを目的に開催します。

2 主催

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（介護支援専門員指定研修実施機関）

3 対象者＜受講要件＞

主任介護支援専門員研修を修了後、愛媛県内の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に対して、直近の過去5年以内に指導した実践事例があり、次の（1）～（4）のすべての条件に該当する方

- (1) 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する方
- (2) 介護支援専門員への助言・指導及び地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践への協力が可能な方
- (3) 主任介護支援専門員研修を修了後、直近の過去5年間に次の①～⑤のいずれかに該当する方
 - ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある方（注1）
 - ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等（注2）に年4回（注3）以上参加した方
 - ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等(注4)において、演題発表等の経験がある方
 - ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
 - ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有しており、愛媛県が適当と認める方
- (4) 勤務先の所属長及び所在する市町長から推薦を受けた方

(注1)

下記の研修において、講師等の経験がある方とする。

- ・介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく法定研修
- ・都道府県、市町村、地域包括支援センターが行う研修
- ・日本介護支援専門員協会（他県ブロック・県支部を含む）、愛媛県介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会が行う研修
- ・その他上記機関、団体に準ずる者が行う研修

(注2)

介護支援専門員を主な受講対象とし、介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を修得するための研修であり、研修時間が90分以上、かつ、下記に該当する研修とする。

- ・都道府県、市町村、地域包括支援センターが行う研修
- ・日本介護支援専門員協会（他県ブロック・県支部を含む）、愛媛県介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会が行う研修
- ・その他上記機関、団体に準ずる者が行う研修

※修了証や出席証明書等で主催者から参加の証明が必要（受講見込み不可）

(注3)

年4回とは、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間内（平成25年度～平成29年度中）のうち、いずれかの単年度（4月1日～翌年3月31日の1年間）で4回以上参加していること。

(注4)

ケアマネジメントに関する研究内容の演題発表を行った研究大会等も同等とみなす。

4 募集人数

72名程度

5 受講料

46,000円

6 開催日時

内容	開催日	時間
1日目	11月22日(木)	9:15～16:35(受付8:30～)
2日目	11月23日(金)	9:00～16:45(受付8:30～)
3日目	11月24日(土)	9:00～16:45(受付8:30～)
4日目	12月1日(土)	9:00～16:45(受付8:30～)
5日目	12月2日(日)	9:00～16:45(受付8:30～)
6日目	12月8日(土)	9:00～16:45(受付8:30～)
7日目	12月9日(日)	9:00～16:30(受付8:30～)

7 開催会場

愛媛県総合社会福祉会館 2階「多目的ホール」(松山市持田町三丁目8番15号)

8 研修内容

別添「平成30年度主任介護支援専門員更新研修(第2期)カリキュラム」参照

9 昼食

各自でご準備ください。昼食・休憩時間が短いため、研修開始前にご準備ください。

10 受講料の支払方法

受講料は、受講決定時に専用の振込用紙を同封しますので、県内の伊予銀行窓口からお振込みください。県内の伊予銀行窓口からの振込みは手数料無料です。

11 申込方法

(1) 下記の書類等を事務局まで郵送又は直接お持ちください。(FAX不可)

- ①【様式1】「受講申込書」 ※全員提出
 - ②【様式2】「市町長推薦書」
 - ③【様式3】「受講確認書」
 - ④【様式4】「講師実績申告書」
 - ⑤【様式5】「研修修了申告書」
 - ⑥【様式6】「自己PRシート」 ※全員提出
 - ⑦ 証明書類(申込書「受講要件」提出書類等参照) ※必要な方のみ
- ※第1期で申し込みをされた方は不要

(2) 受講申込書等の様式は、本会ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

12 申込締切

平成30年9月25日(火) 必着

13 携行品

- ・筆記用具
 - ・介護支援専門員証
- ※ 受付時に必要ですので、必ずお持ちください。

14 受講決定等

- (1) 受講の可否については、**10月5日(金)までに**所属事業所へ通知します。
- (2) 申込人数が定員を超えた場合は、次の優先順位により選定を行います。

- 【優先順位1】主任介護支援専門員が必置となっている地域包括支援センター及び特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員
- 【優先順位2】介護支援専門員証の有効期間満了日の近い方
- 【優先順位3】主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日の近い方
- 【優先順位4】受講確認書及び自己PRシートの記載内容

15 事例提出

受講決定者には、演習「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践」において、ご自身が主任介護支援専門員として介護支援専門員（又は他の主任介護支援専門員）に対して継続的に指導を行った実践事例を作成提出していただきます。

受講決定時に作成方法及び様式等をご案内しますが、平成30年度主任介護支援専門員更新研修（第1期）で使用した様式を本会ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、提出期限は**11月2日（金）必着**を予定しています。

○指導事例について

受講者自身が、主任介護支援専門員として介護支援専門員（又は他の主任介護支援専門員）に対して指導を行った事例のうち、人材育成を目的として関わった指導事例をご提出いただきます。以下の内容等については指導事例として受付することは出来ませんのでご承知おきください。

- ・受講者自身が主任介護支援専門員として指導していない事例
- ・指導対象者から相談を受けて、受講者自身がケアマネジメントを行った事例
- ・人材育成を目的とした関わりではなく、利用者支援を主な目的として関わった事例
※指導対象者から相談を受けて、単回の助言で支援が終了している事例等
- ・指導対象者から指導事例として提出することに対して同意が得られない事例

16 修了証明書

全課程を受講した方には、受講者の自己評価表、研修レポート等により、講師及び事務局の評価を経た上で、修了証明書を3月中旬に交付します。ただし、下記に該当する場合は、修了証明書を発行しない場合があります。その場合、受講料はお返ししませんのであらかじめご承知おきください。

- (1) 遅刻や早退その他不適切な受講状況があった場合
- (2) 主任介護支援専門員に必要な知識及び技術を修得していないと判断された場合

17 個人情報の取り扱い

本研修事業の実施にあたり、受講者の選定及び通知を行うため、受講申込書に記載された個人情報を利用します。受講決定者は、研修の効果的な実施に資するため、講師に情報提供を行うほか、受講者の相互交流のため、受講者氏名・所属等について情報提供を行います。

また、研修修了者は、主任介護支援専門員としての専門性・公共性を踏まえ、市町及び地域包括支援センターに氏名等の情報提供を行います。

18 その他

- (1) 駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用の上ご来場ください。会場駐車場が満車の場合には、必ず有料駐車場（市内電車南町電停前等）に駐車し、玄関前及び周辺道路等への駐車はご遠慮ください。警察の取締り等のトラブルについては、本会は一切の責任を負いません。**（会場地下駐車場の開錠は概ね午前8時です。開錠前の出入口付近及び周辺道路等への駐停車は厳禁です。）**
- (2) 会場への交通機関の確認及び宿泊の手配・費用負担については、受講者各自でお願いします。
- (3) 上記以外でご不明な点がありましたら、下記事務局までご連絡ください。

19 申込み・連絡先

愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉研修課（担当：石丸・木口）

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398

Eメール kenshu@ehime-shakyo.or.jp / URL <http://www.ehime-shakyo.or.jp/>